

発行 令和5年2月

発行／編集 吉岐振興局 農林水産部

吉岐市芦辺町国分東触678-7 TEL:0920-45-3038 FAX:0920-45-3045



## 進化するスマート農業技術

従来型より散布効率に優れる  
大型ドローンを実演  
(令和4年8月 吉岐市石田町)

## 感染症との戦い ～基本的な衛生対策の徹底を！～

人の新型コロナウイルス感染症は初確認から3年を過ぎ、今なお社会に対し大きな影響を及ぼし続けています。終息の兆しも見えず、まめに手洗い、手指消毒など引き続いた基本的な感染対策の徹底が呼び掛けられています。同様に、家畜においても口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病からの予防対策として、家畜所有者に対し基本的な衛生管理である飼養衛生管理基準を遵守するよう呼び掛けているところです。

現在、国内における家畜衛生上、最も注視、警戒されている疾病は鳥インフルエンザであり、同病と確定されれば、発生農場の飼養家さん全てを直ちに処分しなければなりません。今シーズンの国内における鳥インフルエンザは、昨年10月28日に岡山県での発生が確認されて以降、2月3日時点で25道県74事例の発生が確認され、1千三百万羽以上の家さんが処分され、地域経済に多大な影響を及ぼしています。長崎県においても昨年12月22日に佐世保市の養鶏場において本県初となる発生が確認され、飼養家さんの処分や移動制限区域の設定等の防疫措置がとられています。今もなお、いつ日本中のどこでも発生してもおかしくない状況にあり、家さんを飼養されている方にとっては、引き続き発生予防対策に努めてください。農場敷地に消石灰を散布することや農場近隣にため池があれば野鳥の飛来忌避対策を講じ、家さん舎に入る際には専用の衣服や長靴、手指の消毒を行うなど基本的な衛生対策の実践をお願いします。

これから、広域的な人や物の流通が動き始め、いつどんな人や家畜の疾病が入ってきてもおかしくない状況となります。それに備え、常日頃から衛生の基本対策を続けて頂きますようお願いいたします。県としても、関係機関と連携を図りながら、安全安心で持続的な農業の発展に向けて取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。



吉岐振興局 農林水産部  
副部長 殿川剛